

平成十七年環境省令第二十六号

農薬取締法第四十四条第二項の規定により
地方環境事務所長に委任する権限を定める
省令

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第
十三条の四第二項の規定に基づき、農薬取締法第
十三条の四第二項の規定により地方環境事務所長
に委任する権限を定める省令を次のように定め
る。

農薬取締法（以下「法」という。）に規定す
る環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、
地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大
臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二十九条第一項に規定する環境大臣の権
限のうち、製造者、輸入者、販売者又は農薬使
用者に対し、農薬の製造、加工、輸入、販売又
は使用に関し報告を命ずる権限及び関係職員に
これらの者から検査のため必要な数量の農薬を
集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の
製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若
しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ
る権限

二 法第二十九条第三項に規定する環境大臣の権
限のうち、製造者、輸入者又は農薬使用者に対
し、農薬の製造、加工、輸入又は使用に関し報
告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から
検査のため必要な数量の農薬を集取させ、又は
必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸
入若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その
他必要な物件を検査させる権限

附 則

この省令は、平成十七年十月一日から施行す
る。

附 則（平成三〇年一月三〇日環境省
令第二四号）

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法
律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施
行する。